

## 第2章 事業の目的及び内容

### 2.1 事業の目的

我が国の経済社会活動が大量生産、大量消費、大量廃棄の形をとる中で、資源の利用から廃棄物の処理に至るまで各段階での環境負荷が高まり、近年は廃棄物の排出量が増大し、廃棄物をめぐる様々な問題が深刻化している。

このような中、弊社も平成11年11月に産業廃棄物処理施設（安定型産業廃棄物最終処分場）の設置許可を取得し、平成14年7月より埋立てを行っている。

この処分場の需要も高く、当初計画より埋立量も多くなり、現在の埋立量は90万 $\text{m}^3$ を超え、残り容量も50万 $\text{m}^3$ 程度と残余年数にして約3年半と少なくなってきた。

このため、現処分場を増設し、廃棄物の安定処理を図ろうとするものである。

### 2.2 事業の名称

白木産業廃棄物最終処分場増設事業

### 2.3 事業の内容

#### 2.3.1 事業の種類

産業廃棄物最終処分場（安定型）の規模の変更の事業

#### 2.3.2 事業計画地

広島市安佐北区白木町大字志路地内（図2-3-1参照）

#### 2.3.3 事業の規模

事業の規模は、表2-3-1に示すとおりである。

なお、実施計画書段階での埋立面積、埋立容量及び総面積を変更した。

埋立面積、埋立容量の変更理由は、計画地内に「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―9 植物Ⅱ（維管束植物以外）（環境庁，2000）」で絶滅危惧Ⅰ類に指定されている蘚類のクマノゴケの生育が確認されたため、環境保全措置について検討した結果、埋立区域の変更等、実行可能な範囲でこの種の消失を回避したことによる。クマノゴケについては、専門家の助言によると移植等の代償措置は困難であることから、実行可能な範囲で事業計画を見直し、消失する面積の30パーセント程度の回避を図る計画とした。

一方、総面積については、残置部分（改変区域以外）の算入漏れにより増となった。

環境アセスメントの動植物等の調査範囲は、修正後の事業計画地の外側から、約500mを確保している。

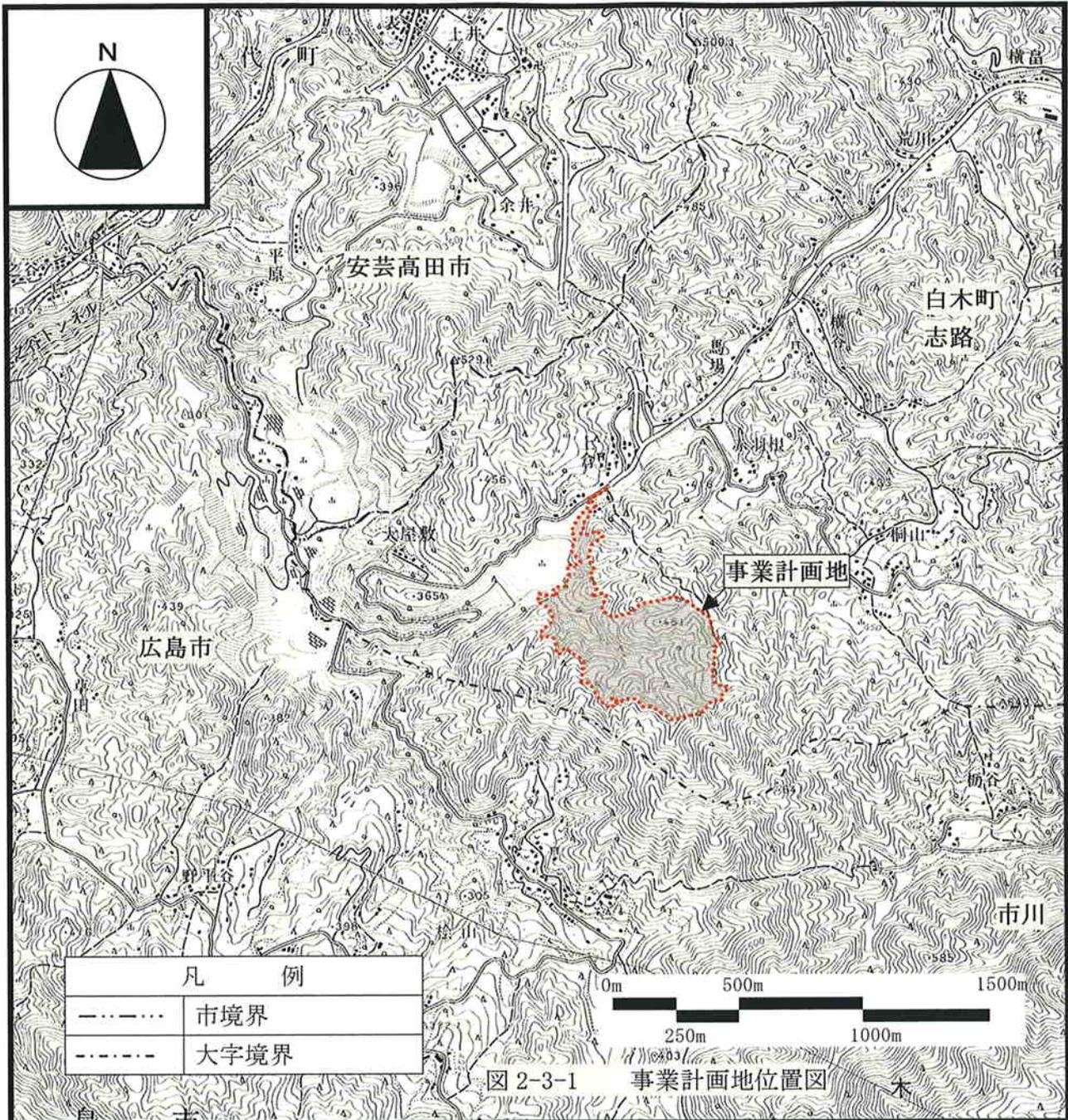


表 2-3-1 事業の規模

	現計画（許可済）	増設分のみ	増設後全体
総面積	約 15.0ha	約 13.5ha【約 9.8ha】	約 28.5ha【約 24.8ha】
埋立面積	約 8.9ha	約 7.1ha【約 7.7ha】	約 16.0ha【約 16.6ha】
埋立容量	約 140 万 <sup>m</sup> ³	約 255 万 <sup>m</sup> ³【約 270 万 <sup>m</sup> ³】	約 395 万 <sup>m</sup> ³【約 410 万 <sup>m</sup> ³】
埋立期間	平成 14 年 7 月～ 平成 28 年 6 月	平成 20 年 1 月～ 平成 39 年 12 月	平成 14 年 7 月～ 平成 39 年 12 月
浸透水	普通河川（大滝川）に放流		
防災施設	調整池：1ヶ所 (9,326 <sup>m</sup> ³)	仮調整池：1ヶ所 (9,262 <sup>m</sup> ³) (造成森林が森林になるまでの間)	
埋立地 平面図	現計画：図 2-3-2(1), 増設後全体計画：図 2-3-2(2) 参照		
埋立地 断面図	図 2-3-3 参照		

注) 【 】内は、実施計画書における数値。



凡 例	
	事業計画地
	埋立区域

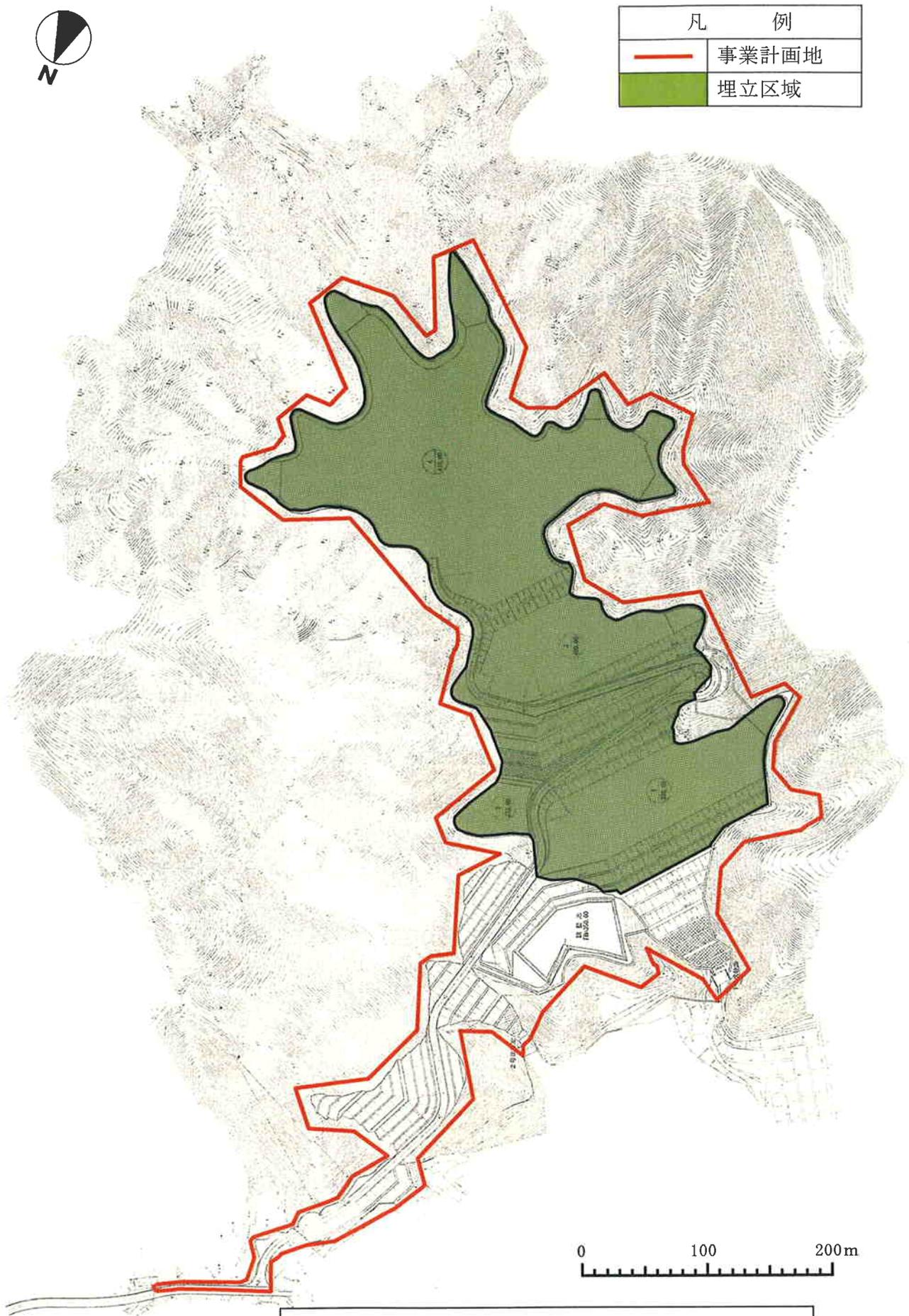


図 2-3-2(1) 事業計画地平面図【現計画(許可済)】

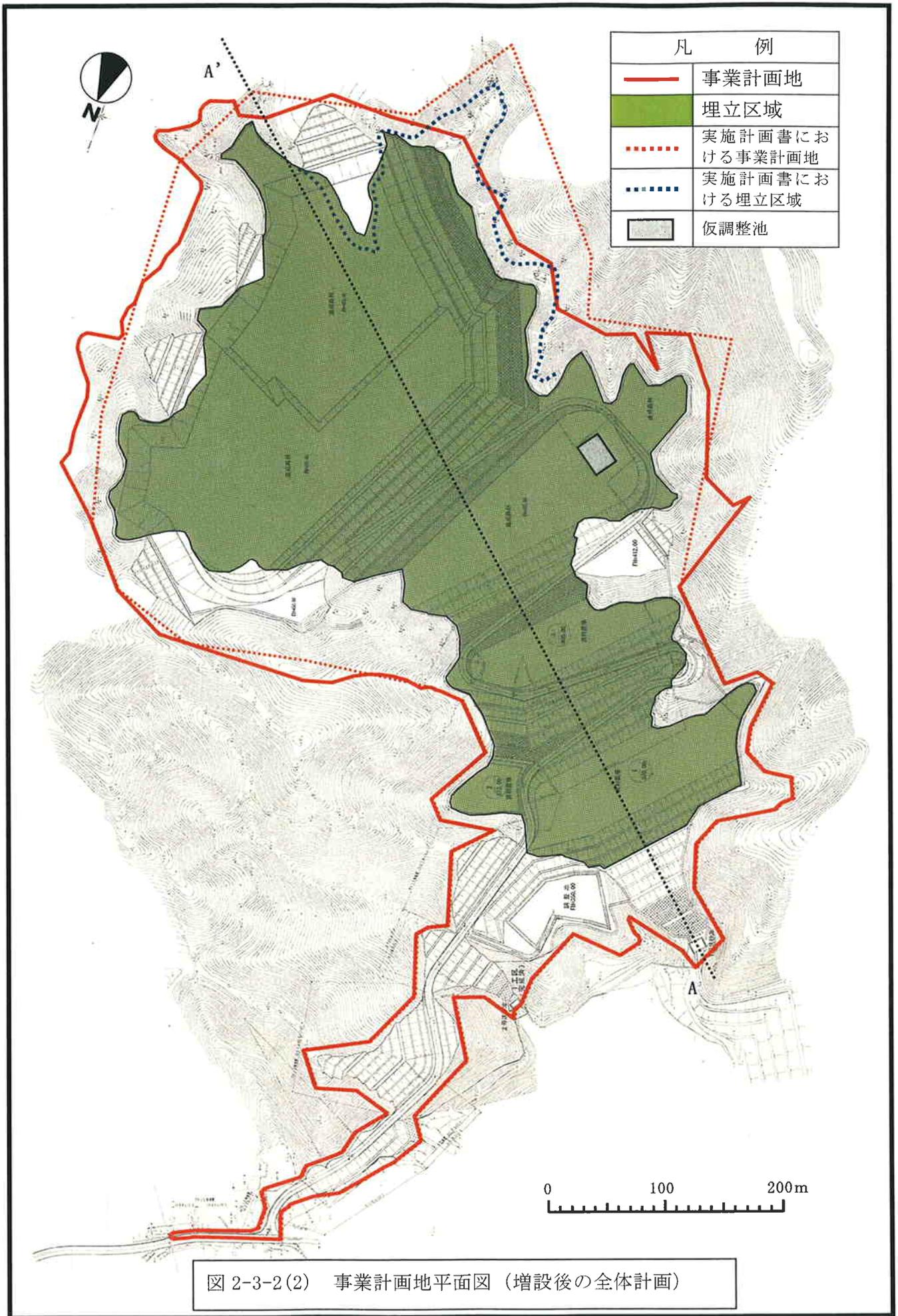


図 2-3-2(2) 事業計画地平面図 (増設後の全体計画)

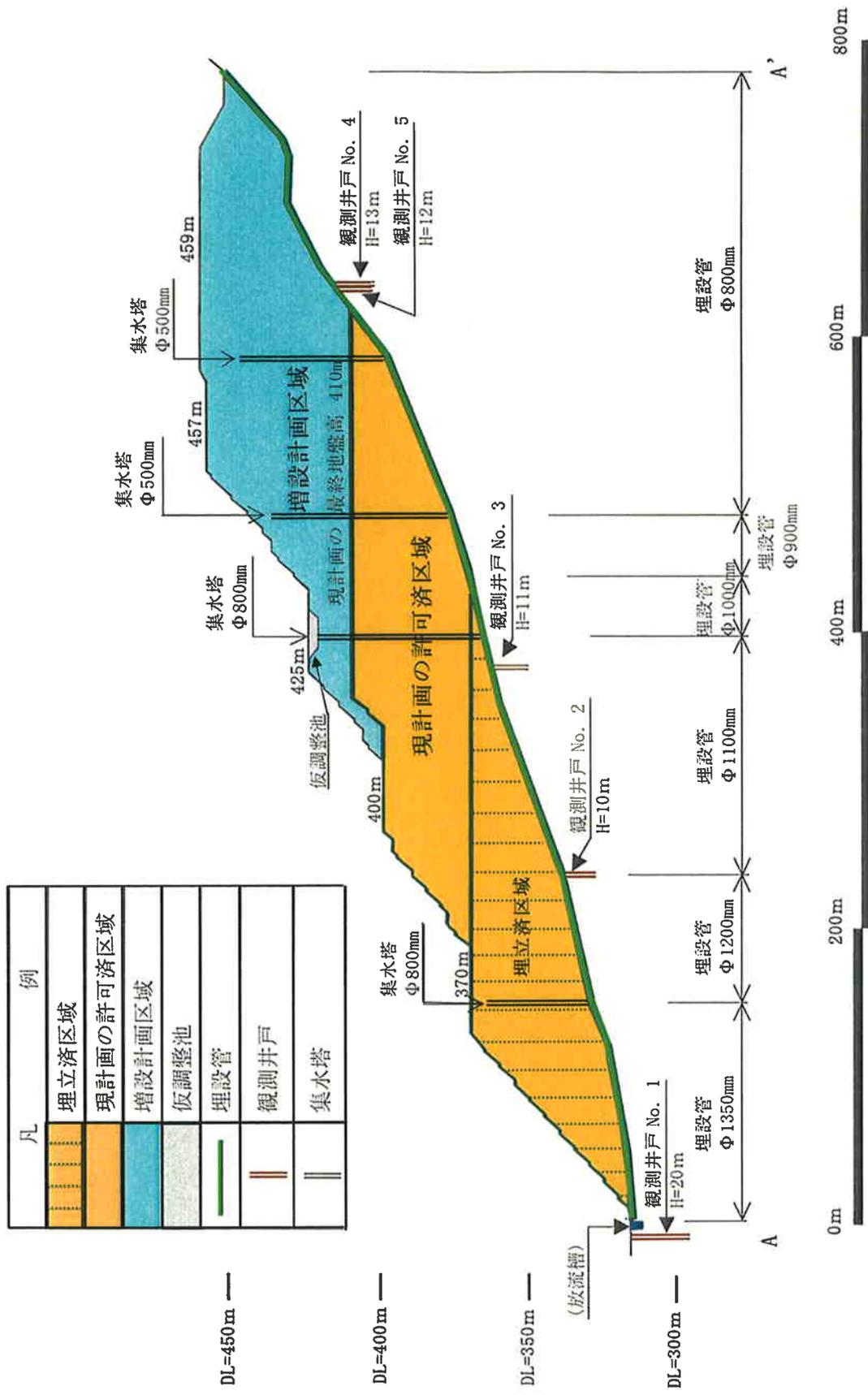


図 2-3-3 事業計画地断面図

## 2.3.4 事業内容の詳細

### (1) 工事工程

処分場増設事業に係る造成事業等の工程は、表 2-3-2 に示すとおりである。なお、埋立地造成工事に伴う工事車両は、主としてブルドーザ及びトラクターショベル、資材搬入車両は、主としてトラッククレーンが考えられる。その台数は、最大で10台/日程度を計画している。

表 2-3-2 工事工程表

平成年次	16	17	18	19	20	～	39
環境影響評価等	—————						
実施設計				———			
造成工事					注) ———	—————	
埋立期間						—————	

注) 埋立て開始後は、埋立ての進捗状況に合わせて、造成工事を行う。

### (2) 埋立方法

埋立方法は、廃棄物の飛散等の発生を防止するため、図 2-3-4 に示すサンドイッチ工法を採用し、廃棄物一層の厚さを2mとし、中間覆土は0.5m、最終覆土は2mとする。

また、廃棄物は十分に締め固めた後、即日覆土を行う。

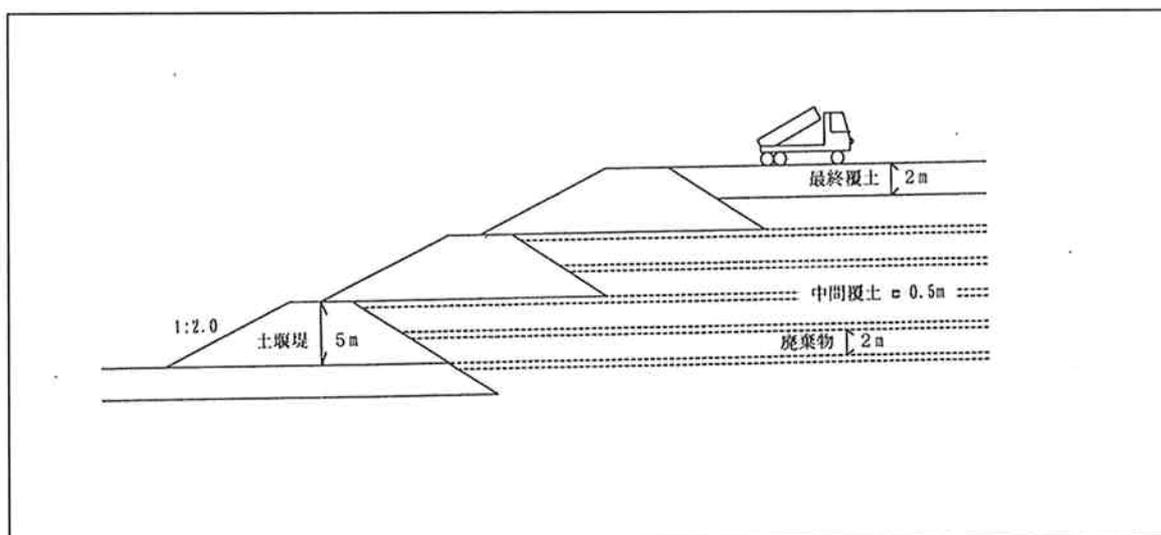


図 2-3-4 サンドイッチ工法

### (3) 廃棄物受入計画

#### ① 埋立廃棄物の種類

事業計画地に受入れる廃棄物の種類は表 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-3 受入れる廃棄物の種類

施設の種類	安定型最終処分場
廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### ② 廃棄物受入計画

廃棄物搬入量は、年間約 15 万 m<sup>3</sup>を計画している。

#### ③ 搬入管理体制

ア 受付棟にて、マニフェスト等との整合、搬入廃棄物の状態を目視により確認する。異常を発見した場合には排出事業者の事前情報を照らし合わせ、搬入廃棄物の確認を行う。また、異常な搬入物があれば、写真等で記録を残し、搬入業者に持ち帰らせる措置を講じる。

イ 展開検査場への搬入

ウ 展開検査場において搬入物を重機で敷均し、目視等により検査を行う。

(ア) 展開検査場における検査手順

a 展開検査場の確保

(a) 検査場所は搬入車両や重機の走行、搬入物を敷き広げることを想定して確保する。(埋立作業や車両動線に留意して場所を決定する。)

(b) 受付棟から検査場所まで適切に誘導するため、案内標識を設置する。

b 廃棄物の敷き広げと作業環境の確保

廃棄物を予め指定した場所に、飛散しないようにゆっくりと静かに荷降ろしをして、小型重機や手掻き棒などにより薄く敷き広げる。

c 目視検査

搬入者（運転手）立会いのもと、事前に入手した情報（種類や発生工程及び場所等）やマニフェスト等を用いて搬入廃棄物の確認を行う。

主な確認事項は不適物の有無、搬入物の色・形状・粒度・臭気・水分・油分。

d 検査後の措置

(a) 問題が無い場合は、運搬車両や埋立機材を用いて所定の埋立場所まで搬送する。

(b) 異常を発見した場合は、写真等で記録を残し搬入物を運搬車両へ積み込み持ち帰らせる措置を講じる。

④ 搬入時間

搬入時間は、原則として日曜日を除く午前8時から午後5時までとする。

⑤ 搬入ルート

廃棄物の主要な搬入ルートは、図 2-3-5 に示すとおりである。

搬入経路は、国道 54 号から、ゆずりは農道を経て最終処分場へ進入する。

⑥ 廃棄物搬入車両の台数

廃棄物運搬車両の台数は、表 2-3-4 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両の台数は、平成 15 年次のピーク時を基に 47 台/日(大型車)を計画している。

表 2-3-4 廃棄物搬入車両の台数

項 目	既存の廃棄物搬入車両の台数 <sup>注1)</sup>	増設時の廃棄物搬入車両の台数 (既存の搬入台数を含む。)
台数 (台/日)	平均 47 台/日 (平成 15 年次) 平均 23 台/日 (平成 16 年次) 平均 26 台/日 (平成 17 年次) 平均 26 台/日 (平成 18 年次)	平均 47 台/日

注 1) 既存の廃棄物搬入車両(大型車)の台数は、実測値である。

⑦ 跡地利用計画

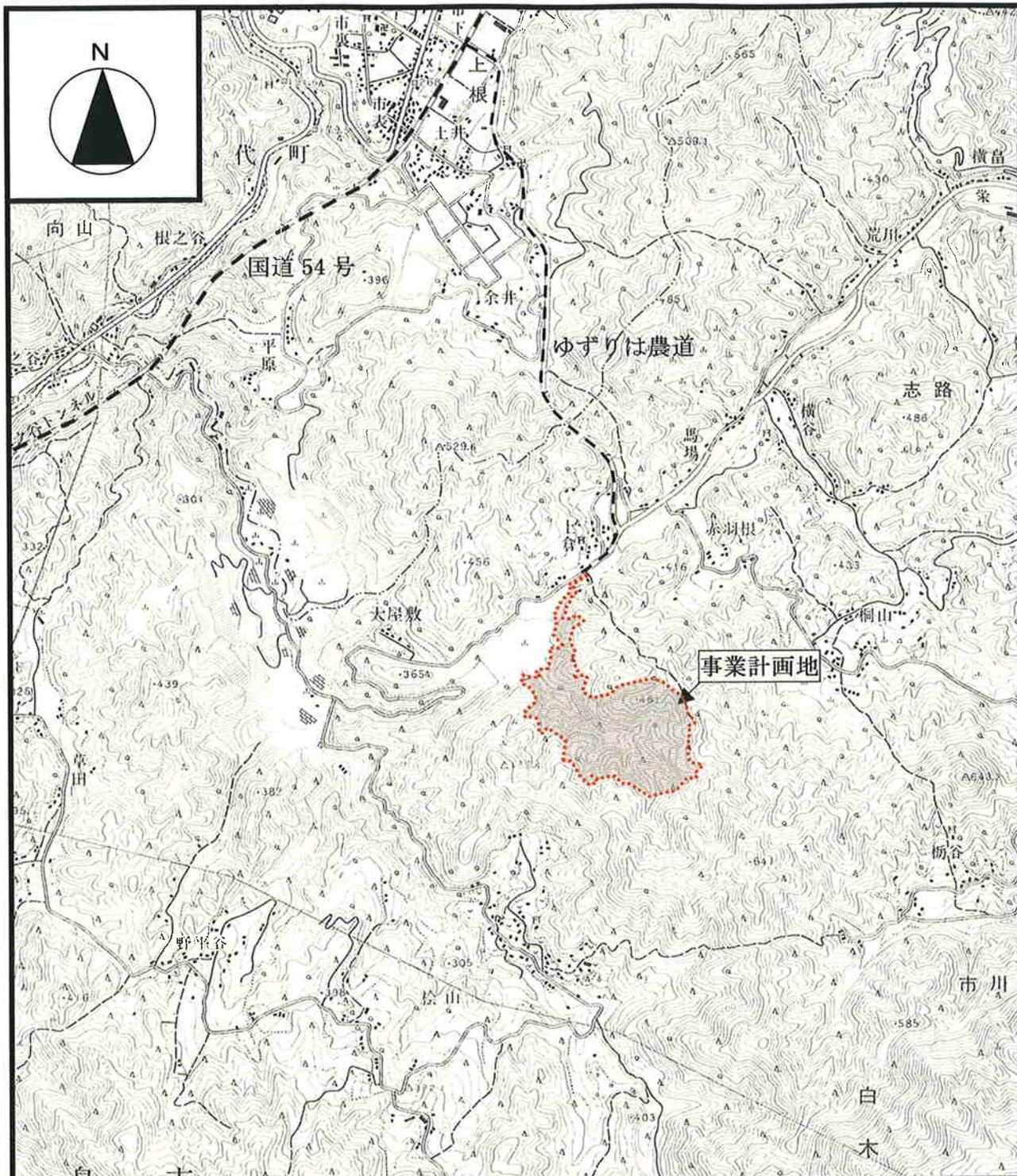
跡地は、地域住民の理解と協力等を得ながら、山林に修復する。その時、できる限り元の山林に戻すように、増設する区域の表土を埋立済場所に保管しておき、再利用する。

⑧ 地下水等検査項目の検査結果等に異常が認められた場合

砒素及び鉛は、埋立て以前から観測井戸で検出されており、地質に由来するものと考えられる。

しかし、産業廃棄物からの溶出も否定できないため、浸透水、地下水の事後調査を行い、基準値(地下水等検査項目)を上回った場合は原因を究明するとともに適切な措置を講じることとする。

具体的には、埋立て以前の観測井戸 No. 1 から最高で砒素 0.022mg/l、鉛 0.13mg/l (P3-28, 図 3-1-7(2)参照)が検出されており、この最高値を上回る場合は、直ちに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、水質調査の頻度を高める等の対策を講じ、原因を追求することとする。なお、砒素及び鉛の高濃度状態が長期間にわたる場合は処理施設の設置等の検討を行う。



凡 例	
-----	搬入ルート

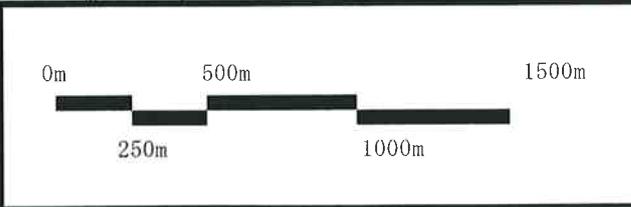


図 2-3-5 廃棄物搬入ルート図